

# いじめ防止基本方針

いわき市立入遠野中学校

## 1 いじめに対する基本認識

### いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（文部科学省より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

また、いじめとは、どの学校、どの学級にも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいないという基本認識をもって対応にあたるものとする。

## 2 いじめ防止の基本姿勢

学校は、学校内外を問わず、いじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見、早期対応、再発防止策等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、生徒の変化を観る目（もしかしたらの目：サインを見逃さず、物事の先を読み事前に予測して対応する力）を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

## 3 いじめ防止対策の基本事項

- (1) 学校経営・運営ビジョンに位置づけ、全教育活動を通して「いじめは人間として絶対に許さない学校づくり」の推進。
- (2) 学級・学年・部活動等の望ましい集団づくり及び生徒一人一人に自己存在感を与える生徒指導の機能を生かした指導の充実。
- (3) 豊かな情操と道徳心を培い、自他を尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実。
- (4) いじめ防止対策について、「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6つの観点からの対策。

## 4 いじめ防止対策

- (1) 「予防」に関すること
  - ① 学級・学年・部活動等での望ましい集団づくりを推進するとともに道徳の時間や体験活動を生かした道徳教育の充実を図る。
  - ② 生徒の変化を適切にとらえるために、毎月1回「生活アンケート（いじめに関すること）」を実施するとともに、毎日の「生活ノート」の有効活用を図る。

- ③ 教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深め、情報を管理職及び全学年で共有するものとする。
- ④ 生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- ⑤ 保護者と教職員の信頼関係をの確立を図る。
- ⑥ S Cと連携し、教育相談の充実を図る。

(2) 「対応」に関すること

- ① いじめの兆候を察知した場合及びいじめが予見または認知された場合は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ② 常に被害者の立場に立った対応を心がける。
- ③ 全教職員の組織的な対応により、早期解決を図る。
- ④ 「事実把握」「方針決定」「指導・支援」「継続支援」の各段階ごとに次の進め方にしたがって対応する。

段 階	組織的対応の進め方
事実把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正確な事実確認</li> <li>○原因の把握</li> <li>○被害生徒の心情理解</li> <li>○管理職への速やかな情報伝達</li> </ul>
方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会の開催</li> <li>○指導方針の決定</li> <li>○役割分担</li> <li>○全職員の共通理解</li> <li>○被害生徒の保護者への説明と了承</li> <li>○関係機関との連携（いわき市教委・警察等）</li> </ul>
指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○加害生徒への指導（個別指導）</li> <li>○被害生徒と加害者生徒の融和</li> <li>○被害生徒の保護者との連携</li> <li>○加害生徒の保護者との連携</li> <li>○学校・学年全体への指導</li> </ul>
継続支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正確な経過観察</li> <li>○再発防止</li> <li>○被害生徒、保護者への継続支援（卒業まで）</li> <li>○加害生徒、保護者への継続支援（卒業まで）</li> </ul>

(3) 「相談」に関すること

- ① 相談しやすい環境を整える。
- ② 教育相談の充実を図る。
  - ・三者相談、二者相談の定期開催
  - ・スクールカウンセラーによる全生徒との二者相談
  - ・チャンス相談の効果的実施

- ③ スクールカウンセラーを効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。
- ④ 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。
  - ・「ふくしま24時間子どもSOS」0120-916-024
  - ・福島県教育センター教育相談電話「ダイヤルSOS」0120-453-141
  - ・「ふくしま子どもLINE相談」

(4) 「連携」に関すること

- ① 三者相談、PTA活動及び部活動保護者会などあらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図るものとする。
- ② 学校だより、学年だより等を通して適切な情報提供に努めるとともに、地域行事に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- ③ 学校警察連絡協議会等により、関係機関との連携を十分に深める。

(5) 「組織」に関すること

- ① 急を要する生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、状況によっては、緊急いじめ対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は、校長の指示により、支援体制をつくり組織的に対応する。
- ② いじめ対策委員会（生徒指導委員会と同メンバーで構成）を活用し、いじめの予防・防止・対応に努める。
- ③ いじめ対策委員会（生徒指導委員会）の主な活動は以下のとおりとする。
  - ・「生活アンケート」の実施
  - ・教職員の生徒理解・生徒観察、いじめに関する事例等に関する研修の立案・実施
  - ・いじめ防止に関する必要な事項

(6) 「啓発」に関すること

- ① いじめ防止の保護者向けリーフレット等を全家庭に配布する。
- ② 学級懇談などを活用し、保護者への啓発活動に努める。
- ③ いじめ防止について、全教職員の共通理解を図る。

## 5 重大事案への対応について

- (1) 速やかにいわき市教育委員会に事案発生 of 報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、または解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後についていわき市教育委員会と協議する。
- (3) 加害生徒について、改善が望めず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後についていわき市教育委員会と協議する。